

## 受講対象者の皆様へ

「倫理研修」は、平成 19 年度の会則改正により、すべての会員が受講しなければならない「義務研修」として実施することとされた研修です。本研修を受講しない場合は、会則等の遵守の義務違反に該当し、都道府県社会保険労務士会会則に基づく「処分」の対象と成り得ます。

全国社会保険労務士会連合会

(参考)

### ○社会保険労務士法（抜粋）

(会則を守る義務)

第 25 条の 30 社会保険労務士は、所属社会保険労務士会の会則を守らなければならない。

(連合会の会則を守る義務)

第 25 条の 36 社会保険労務士及び社会保険労務士会は、連合会の会則を守らなければならない。

### ○都道府県社会保険労務士会会則準則（抜粋）

(会則等の遵守)

第 40 条 会員は、法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令、本会及び連合会の会則を遵守しなければならない。

第 48 条 本会は、個人会員の資質の向上を図るため、必要な研修を行うものとする。

2 本会は毎年一回倫理研修を実施する。

3 (略)

第 49 条 個人会員は、前条第 1 項に規定する研修のほか連合会及び地域協議会が行う研修についても受講するよう努めなければならない。

2 個人会員は、前条第 2 項に規定する倫理研修を受講しなければならない。

### ○全国社会保険労務士会連合会会則（抜粋）

(会則等の遵守)

第 43 条 社会保険労務士会及びその会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則及び会則に基づく細則を遵守しなければならない。

第 47 条の 2 個人会員は、社会保険労務士会が実施する倫理研修を受講しなければならない。

2 倫理研修の実施方法等必要な事項については、別に定める。

### ○倫理研修規則（連合会規程）

(受講義務)

第 3 条 都道府県会の個人会員（以下、単に「会員」という。）は、5 年に 1 回、連合会が定める年度において倫理研修を受講しなければならない。